

## 『ハウジングプア「住まいの貧困」と向きあう』

稲葉 剛 著

山吹書店 2009年10月 定価(1800円+税)



本書は、「ハウジングプア」というキーワードを使って、「住まいの貧困」という視点から現代日本の貧困の全体像に迫ろうとする試みである。日本の貧困は、近年マスコミも注目するところとなっている。だが筆者の稲葉氏によれば、多くのマスコミが関心を持つのは、貧困が「ホームレス」や「ネットカフェ難民」や「派遣切り」といった耳目を引きやすい現れ方をした場合に限られており、そうしたセンセーショナルな報道は一過性のものになりがちである。また同様の事態は政府の対応にも見られる。稲葉氏は、近年貧困問題に対しさまざまな政策メニューが用意されているが、いずれも浮上した問題に対する応急手当の域を脱していない、と批判している。

本書が「ハウジングプア」概念を用いたのは、そうした現状に切り込み、貧困を背景とする諸現象の背後にある共通した構造を照らし出すためである。稲

葉氏は、「ホームレス」や「ネットカフェ難民」や「派遣切り」などにおいて、いずれも住まいの確保が緊急の課題となっていたことに着目し、その側面から貧困を生む構造の全体像を掴み、総合的な貧困対策の足がかりを得ようとしているのである。

そうした問題意識を持つ本書の貧困問題へのアプローチは、非常に多面的である。章立てを見ると、

- 「第1章 ハウジングプアとは何か」
- 「第2章 なぜハウジングプアは拡大したのか」
- 「第3章 ハウジングプアに対する行政の支援策」
- 「第4章 ハウジングプアと生活保護制度」
- 「第5章 高齢ハウジングプア問題」
- 「第6章 ハウジングプアに対する民間の取り組み」

「第7章 ハウジングプアをなくすために」となっている。

現代日本の貧困を構造的にとらえようとする本書が、ハウジングプアの原因として指摘するものは、大きく分けて三つに分けられる。

第一は、二〇〇四年の労働者派遣法改訂による製造業への派遣解禁、二〇〇〇年の借地借家

が生じているという(七四頁)。そのことから、稲葉氏はハウジングプア問題の主管省庁の二元化を提言している。

第三は、戦後日本の住宅政策のあり方である。稲葉氏によれば、戦後日本の住宅政策は、一貫して「標準的なライフコースを歩む人たちが優遇する傾向」にあり、そのことがハウジングプア層の全体をカバーする公営住宅政策の障害となつているという(一九二頁)。

以上のように、本書は現代日本の貧困の現場を幅広く扱うのみならず、貧困を日本の戦後史の歩みとの関連でもとらえており、この関心の広さこそが本書の特色である。「ハウジングプア」概念によって現代日本の貧困を構造的にとらえるという冒頭の課題との関連では、まだ処理しなければならぬ論点も多いように思われるが、なにより他書には見られない独自の試みであり、貧困論に一石を投ずる問題提起的な書物といえよう。

ちなみに、本書の印税の一部は住まいの貧困に取り組む活動に使われるとのことである。一人でも多くの人によって本書が読まれることを願ってやまない。

## 山本公德・評

(東京自治問題研究所研究員)

法改定による定期借地契約制度の導入に見られるような、規制緩和と労働市場や賃貸住宅市場からの公的規制の撤退である。労働者派遣法改訂は「景気の調整弁」として扱われる労働者層を増大させたが、労働者が収入とともに住まいも企業に依存している日本では、ワーキングプアの拡大がハウジングプアの拡大に直結するし、また定期借地契約制度は、社会的弱者をターゲットとした住宅をめぐる貧困ビジネスを横行させ、貧困に陥ってしまった人々の生活再建を困難にさせている。貧困ビジネスについて、本書では家賃保証会社の会社案内の文言が引用されているが、「不良入居者」からの容赦のない取り立てを喧伝するその姿勢には、背筋を凍らせるものがある(三三三頁)。

第二は、縦割り行政の弊害である。例えば、ハウジングプア対策の対象者について、厚労省の旧厚生省部分(社会・援護局)は「ホームレス」、旧労働省部分(職業安定局)は「住居喪失不安定就労者」ないし「解雇等による住居喪失者」、国交省は「住宅確保要配慮者」というように各省がバラバラの定義をしており、そのために対応が遅れ、対策が細切れとなるなどの弊害